

市立御前崎総合病院及び御前崎市総合保健福祉センター  
照明器具改修事業 プロポーザル実施要領

御 前 崎 市

令和4年10月



## 1. 事業目的

LED 照明は、照明機器の維持管理コストや電力消費量削減に伴う二酸化炭素排出量削減などのメリットがあり、市立御前崎総合病院及び御前崎市総合保健福祉センターに LED 照明を導入することとした。

なお、医療施設内の施工となるため、事業を円滑に遂行できる技術力や導入後の患者への安全性の確保が必要なことから、本プロポーザルを実施し、業務提案の比較により選定することとする。

## 2. 事業概要

### (1) 事業名

市立御前崎総合病院及び御前崎市総合保健福祉センター照明器具改修事業

### (2) プロポーザルの方式

公募型プロポーザル方式

### (3) 事業の内容

市立御前崎総合病院及び御前崎市総合保健福祉センターの敷地内にある照明を LED 照明に切り替え、省エネ機器の導入により電気使用量の節減、CO2 排出量の削減を図る。

### (4) 事業の履行場所

静岡県御前崎市池新田 2060 番地 市立御前崎総合病院 敷地内

御前崎市池新田 2070 番地 御前崎市総合保健福祉センター 敷地内

### (5) 事業完了日

LED 照明設置完了月から 5 年後の月末

### (6) 事務局

市立御前崎総合病院 管理課

### (7) 選定方式

「市立御前崎総合病院照明器具改修事業者審査委員会」（以下「審査委員会」とい

う。)を設置し、審査する。審査は、本実施要領に基づいて提出された書類(提案書)及びヒアリングをおこない、最優秀者、優秀者をそれぞれ1者選定する。

(8) 審査委員会

審査委員会は9名で構成する。ただし、審査委員名は非公開とする。

(9) 契約について

審査委員会が選定した最優秀者を当該事業に係る随意契約の見積書を徴収する相手方とするものとする。ただし、最優秀者に事故等があり、見積書の徴収が不可能になった場合は、次点者である優秀者が見積書を徴収する相手方とするものとする。

(10) 契約形態

設置工事を含めた賃貸借契約(契約満了後、LED設備は各施設へ譲渡)

### 3. 参加条件

(1) 参加資格

本業務を履行する能力を有し、かつ次の条件をすべて満たすものであること。

ア. 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ. 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

ウ. 本業務について、業務の全部または主たる部分について第三者に委任または請け負わせることなく履行できること。

エ. 病床数100床以上の病院施設でLED照明の設置実績のある者。

(2) 参加に関する費用負担

参加に関して必要な費用は参加者負担とし、当院は一切経費を負担しない。

(3) 複数提案の禁止

参加者からの提案は1点のみとする。

#### 4. スケジュール

実施内容	実施期間
実施要領公開・参加確認申請・書類の受付	令和4年11月4日～令和4年11月11日 午後5時まで
質問受付	令和4年11月11日～令和4年11月17日 午後5時まで
提案書類等の受付	令和4年11月17日～令和4年11月30日 午後5時まで
審査	令和4年12月9日
審査結果の連絡	令和4年12月9日
契約締結	令和4年12月中旬

#### 5. 現地確認

期間：実施要領公開日～令和4年11月17日

人数：1グループ3人まで

※現地確認を行う者は、病院管理課 管理係に連絡調整のうえ、現地確認を行うこと。

#### 6. 参加手続等

##### (1) プロポーザルに係る書類等の取得方法

###### ア. 取得方法

実施要領・仕様書・提出書類に関する様式等については、当病院ホームページよりダウンロードすることができる。

###### イ. 受け取り期間

上記実施要領公開期間：令和4年11月4日～令和4年11月11日 午後5時まで

##### (2) 質問の方法

ア. 様 式 質疑・回答書

イ. 提 出 先 本実施要領「2. 事業概要（6）」に定める事務局へ提出すること。

ウ. 提出方法 持参、郵送、電子メールによる。※いずれの方法でも受付期間内必着

エ. 受付期間 令和4年11月11日～令和4年11月17日 午後5時まで

持参の受付は、土日祝日を除く午前8時30分～午後5時00分まで。

### （3）回答の方法

質問に対する回答書は、令和4年11月21日午後5時までに、参加資格を有する者全員に FAX で回答する。

### （4）プロポーザル参加表明書等の提出方法等

ア. 受付期間 令和4年11月4日～令和4年11月11日 午後5時まで

持参の受付は、土日祝日を除く午前8時30分～午後5時00分まで。

イ. 提 出 先 本実施要領「2. 事業概要（6）」に定める事務局へ提出すること。

ウ. 提出方法 持参、郵送、電子メールによる。※いずれの方法でも受付期間内必着

エ. 提出書類 応募者は以下の書類を提出すること。

① プロポーザル参加表明書（様式第1号）

② 施行実績調書（様式第2号）※「3. 参加条件（1）エ」に基づく調書の作成  
施行実績のわかる契約書または発注機関の発注証明書の写しを提出すること。

### （5）業務提案書の作成及び提出方法

ア. 受付期間 令和4年11月17日～令和4年11月30日 午後5時まで

イ. 提 出 先 本実施要領「2. 事業概要（6）」に定める事務局へ提出すること。

ウ. 提出方法 持参、郵送、電子メールによる。

エ. 提出書類 ※別紙1「業務提案書等の作成」参照

① 提案書（任意様式 A4 サイズ）取付、器具取替、導入スケジュール等 10 部

② 見積書（ア）見積内訳書を添付すること

（イ）照明器具切替費用については、器具費用、施工費、処分費、メンテナンス費、保険料等に分けて提示すること。

(ウ) 取付費用については、必ず1灯当たりの金額を明記すること。

## 作成要領

本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

## 7. 審査の流れ

### (1) 審査の実施

令和4年12月9日(金) 15時00分～ 市立御前崎総合病院 2階 第1会議室

※日時が変更となる場合は、すぐに参加表明業者へ連絡する。

業務提案終了後、本実施要領「2. 事業概要(6)」に定める事務局及び審査委員会において審査を実施する。

### (2) 審査の方法

プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、選定者の結果により最優秀提案事業所を決定する。

ア. 提出された提案書並びにプレゼンテーション及びヒアリングに基づいて審査する。

イ. 別紙2「評価基準」に掲げる項目の合計点により審査する。

ウ. プレゼンテーション及びヒアリングの時間

所要時間は20分、別に質疑応答時間を10分程度とする。

エ. その他

① プレゼンテーション及び審査委員会は非公開とする。

② プレゼンテーションの順番は、提案書の提出順とする。集合時間は別途通知する。

③ プロジェクター等を使用する場合は、事前に発注担当者へ連絡すること。

### (3) 選定

各委員の採点により、第1位と採点した委員を最も多く獲得した提案を最優秀者とし、優先交渉権者とする。また、時点を優秀者とし、次点交渉権者とする。

なお、第1位と採点した委員を最も多く獲得したものが複数ある場合は、採点の集計により決定する。

応募者が1者だけの場合でも、その提案内容が優れていると審査された場合は、最優秀者とする。

#### (4) 審査結果の通知

審査結果は、審査委員会による審査終了後、病院ホームページで公表するとともに、参加者全員に文書で通知する。審査結果に関する異議申し立ては、一切受け付けない。

### 8. 提案者の失格

提案者が下記のいずれかに該当した場合には、その者の提出した業務提案書等を無効とし、提出者は本プロポーザルの参加資格を失うこととなる。

- ① 業務提案書等が提出期限までに提出されない場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 本実施要領「3. 参加条件(3)」に定める参加資格を満たしていない、若しくは満たすことができなくなった場合
- ④ その他本実施要領の定めに反した場合
- ⑤ 本件に関して不正あるいは公正さを欠く行為等があった場合

### 9. 契約

#### (1) 契約の方法

プロポーザルにおいて最優秀者に選定されたものから見積書を徴収し、賃貸借契約を行うものとする。

#### (2) 契約の金額

プロポーザルにおいて最優秀者に選定されたものに再度見積書を提出させ、提案時に提出した見積金額を上限として決定する。

#### (3) 賃貸借料の支払い

支払いの開始を、設置完了月の翌月とする。



## 10. 著作権及び提出書類等の取扱い

- (1) 提出された提案書等の著作権は、それぞれ提案者に帰属するものとし、第三者の著作権の使用の責は、使用した提案者に全て帰するものとする。
- (2) 市立御前崎総合病院は、提案者の承諾を得ずに提出された提案書等を無償で複製、使用できるものとする。なお、提出された書類等は返却しない。

## 11. その他

- (1) 本プロポーザル参加に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 市立御前崎総合病院が配布する資料は、本プロポーザル応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。
- (3) 提出期限以降の提出書類の差し替え、訂正及び再提出は原則、認めないものとする。
- (4) 本プロポーザルにおいて、市立御前崎総合病院の要求水準を満たす提案がなかった場合、最優秀者・優秀者の選定は行わない。また、参加者が1者の場合であっても、本院の要求を満たす提案であれば、その者を最優秀者として選定する。
- (5) 本事業の契約が成立するまでの間において、選定された最優秀者が本要領に示された失格事項に該当することとなった場合は、当該最優秀者と契約を締結しないものとする。
- (6) 特定された契約予定者について、業務履行期間の年度の当該業務の歳出歳入予算の減額又は削除があった場合は、当院は、契約予定を取りやめることができる。また、この契約予定の取りやめに伴う損害の賠償はしない。
- (7) この要領に定めるもののほか、本件の契約内容に関しては、日本国の関係法令による。
- (8) その他、疑義の生じた事由については、当院と協議のうえ決定するものとする。



【別紙1】

## 業務提案書等の作成

### 1. 業務提案書 ※A4 任意様式で10部提出

下記の順番に基づき提案書を作成すること

#### (1) 概要

- ① 会社概要
- ② 医療施設における業績

#### (2) 導入ランプの説明（品質、安全、消費電力等）

#### (3) 事業スケジュール（簡易な工程表や施工範囲等）

#### (4) 設置後のメンテナンス（緊急時の対応や迅速性等）

※「設置後のメンテナンス」とは故障修繕やLED照明が切れた場合の提供等について

#### (5) 費用対効果（導入後の電気量削減効果等）

#### (6) 賃貸借料の金額について（月額・総額支払い等）

#### (7) 独自提案（導入後の環境整備等の提案など）

### 2. 見積書 ※A4 様式で1部提出

見積金額は税込みとし、社印を押したうえで見積書を提出すること。

また、見積書内訳を作成し、見積書に添付すること。なお、下記項目を明記すること。

- ① 器具費用、施工費、処分費、メンテナンス費、保険料等を分別し算定すること。
- ② 取付工事費・器具費用については、各種1本あたりの金額を明記すること。
- ③ 月額、年額、総額を記載すること。

【別紙 2】

評価基準

評価基準は次のとおりとする。

No.	対象	審査項目	評価基準	配点
1	実施主体	医療施設における実績	十分な実績（当院と同規模以上の医療施設での施工実績及び施工件数等）があるか。	10
2		事業を円滑に遂行できる経営基盤	事業を円滑かつ継続して遂行することのできる経営基盤があるか。	10
3	使用機器の性能	導入 LED 照明の品質・安全性	LED 照明の選定は国の指針や各ガイドラインを満たしているか。また、公募要件に合致しているか。	15
4		費用対効果	LED 照明の導入により電気料をどの程度削減することができるか。また、10 年間の費用削減効果はどの程度あるか。	30
5		環境に与える効果	電気使用量や CO2 削減効果はあるか。また、病室利用者へどのような影響があるか。	15
6	事業の取り組み	事業実施スケジュールの妥当性	事業期間、各種手続き等の事業実施スケジュールは妥当か。	10
7		医療施設の施工に関する配慮	事業を円滑に遂行できる施行配慮や、入院患者や緊急患者に対する配慮はあるか。	15
8		施行範囲に関する配慮	病室や手術室内等、施工に制限が伴う箇所が対象になっているか。また、対象箇所に関する施工に配慮があるか。	15
9	設置後	賃貸借期間中のメンテナンス	賃貸借期間中の LED 照明の管理、保証、保守について十分な提案があるか。	20
10		独自提案	全体として独自な方法や当院にとってメリットの大きい独自提案はあるか。また、導入後の魅力的な環境整備などの独自提案があるか	10
合 計				150 点